

2020 年度

グループホーム小町 運営推進会議

2020 年 10 月 23 日（金） 14:00

場所 グループホーム小町 食堂

☆新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

10 月 23 日開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止させていただきました。

グループホーム小町では、新型コロナウイルス感染症予防のため、「自分が感染しない、人にうつさない」、「施設内に持ち込まない」、「施設内で広げない」ために、手指衛生の励行や利用者様や職員の発熱や風邪症状など体調不良を把握する、定期的な換気等の対策を継続しています。

☆中止に伴い出席予定者にレジメを文書で報告・意見照会を行いました。

意見照会（家族様 0 名 民生委員 1 名 地域住民代表 2 名）

→・「いつも丁寧なご報告ありがとうございます」（地域住民代表）

・「個人的な話になりますが、母が寝たきりになり介護生活が始まりました。

小町会議に参加してお話は伺っていましたが、介護従事者のご苦勞が分かりました。大変な状況の中、頑張ってください。」（民生委員）

1. 行事報告について

9 月

・訪問理美容

→9 月 8 日は、訪問理美容がありました。

・避難訓練実施（火災想定 夜間帯）

→9 月 21 日は年 2 回行っている避難訓練（火災想定 夜間帯）を実施して、人

命を守ることを最優先により早い判断と非難の意識を持つよう心がけています。居室や共有スペースの家具の転倒防止対策の再確認を行いました。また水や食料等以外にも、新型コロナウイルス感染症の対策で施設職員のマスクや消毒液などの備蓄品の再確認と準備を行いました。

・敬老会

→9月21日は、すてきに年を重ね、活力ある毎日を過ごしてほしいと願い昼食にお赤飯、おやつに和菓子をいただきお祝いさせていただきました。

・秋分の日

→9月22日は、秋の味覚のひとつである椎茸の炊き込みご飯を頂きました。おうちで過ごす時間がまだまだ続きますが、季節の行事食を楽しみながら心も体も栄養を取っていきます。

10月

10月は秋ならではの味覚を堪能できる食事や紅葉など秋を存分に感じられるお出かけを行いました。外出や季節の行事を行い、認知症になっても以前と変わらない自分らしい生活を送れるよう支援させていただきます。

・青もみじ狩り

→10月12.13日、紅葉の名所で知られる定光寺へ出かけ、見頃を迎えた青もみじを周りの人と適度に距離を取って散策を楽しみました。今年はコロナのため初めての外出でしたが、草花を眺めて季節の色を楽しみました。

・看護学生実習受け入れ

→10月1.22日に、公立瀬戸旭看護専門学校の学生さんが2名看護実習で訪問しました。利用者様とおしゃべりや体操、ゲームを一緒に行ったり、回想法などを取り入れて利用者様の脳トレを意識した取り組みを披露してくださいました。

・お誕生日会

→10月25日、利用者様のお誕生日を皆さんでお祝いしました。おやつに栗ようかんをいただいてほっこり広がる秋の味覚を楽しみました。

・ハロウィン

→10月31日、夕食にかぼちゃの甘味をいかしたパンプキンシチューを用意してハロウィンを楽しみました。

2. 今後の行事予定

お誕生日会

紅葉狩り

3. 利用者状況報告

・利用者様 9名利用（男性1名&女性8名）

2020.8 2名の利用者様が退所されました。

2020.9 2名の利用者様が入所されました。

2020.9.21 89歳女性 要介護1

2020.9.23 84歳女性 要介護2

2020.10 1名の利用者様が退所されました。

※2020.10.31 現在

4. その他

身体拘束適正化検討委員会より

「緊急やむを得ない場合の対応はどうすればいいか」

介護保険指定基準上、「当該入居者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実地されているケースに限られる。

① 3つの要件をすべて満たすことが必要

・切迫性→利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

・非代替性→身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

- ・一時性→身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

②手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

- ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当の職員では行わず、施設全体としての判断が行われるようにあらかじめルールや手続きを定めておく。

- ・利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得るよう努める。

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

③身体拘束に関する記録が義務付けられている

- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

- ・具体的な記録は、別紙のような「身体拘束に関する説明書、経過観察記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法にかかわる再検討を行うごとに逐一その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の中で直近の情報を共有する

5. 次回会議開催予定日

2020年12月25日（金） 14:00 開催予定